

Ⅲ 使用料及び諸経費

1 使用料

(1) 宿泊料

◆中学生以下は無料です。高校生以上は下記のとおり宿泊料がかかります。

区 分		中学生及びこれに準ずる者以下	高校生及びこれに準ずる者	学習活動等の引率者 ※1	一般(大学生を含む)
宿泊室	1人1泊	無 料	200円	400円	600円
テント	1人1泊	無 料	100円	200円	400円
山小屋	1人1泊	無 料	100円	200円	400円

《支払方法》 納入通知書（利用最終日の会計時にお渡し）により使用料を納入

※通知書に記載された納入期限までに県指定の金融機関に使用料を振込

※1 学習活動等の引率者とは学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)の生徒又は児童が教育課程に基づく学習活動又は地域活動、スポーツ活動その他の青少年団体活動として自然の家を使用する場合において、当該生徒又は児童を引率する者をいう。

—学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)—
幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校

* 学校教育法第一条に規定する学校に加え、保育所に通所する園児が上記目的で利用する場合の引率者においても、学習活動等の引率者とします。

* 上記以外のご利用団体においては、学習活動の引率者を3人までとし、それ以外の引率者は、一般扱いとなります。※中学生以下の子どものいない団体は、全て一般となります。

(2) 屋内施設使用料（体育館・プレイルーム・オリエンテーション室）

◆室内施設を利用する際には使用料がかかります。（宿泊団体・日帰り団体※2 とも）

区 分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00
プレイルーム オリエンテーション室	2,700円	2,700円	2,700円	3,100円	3,100円	3,400円
体 育 館	3,300円	3,300円	3,300円	3,800円	3,800円	4,400円

《支払方法》 納入通知書（利用最終日の会計時にお渡し）により使用料を納入

※通知書に記載された納入期限までに県指定の金融機関に使用料を振込

※2 日帰り団体の利用については、施設の設置目的から宿泊団体の諸活動使用が優先されます。

(3) スキー用具使用料（アルペンスキー・歩くスキー）

◆スキー用具1組（スキー板・スキー靴・ストック）

区 分	中学生及びこれに準ずる者以下	高校生及びこれに準ずる者	学習活動等の引率者 ※1	一般(大学生を含む)
9:00～12:00	50円	75円	100円	125円
13:00～17:00	50円	75円	100円	125円

例：中学生以下 半日50円，1日100円，2日200円

・2泊3日の場合 1日目：半日50円，2日目：1日100円，3日目：半日50円⇒200円

・昼食をはさんで活動した場合は，1日となります。

《支払方法》 ◇スキー用具使用料明細書に記入の上，退所日に現金でお支払いいただきます。